

白川町訓令乙第8号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町議案、法規文書等の作成に関する要領の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和7年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町議案、法規文書等の作成に関する要領の一部を改正する訓令

白川町議案、法規文書等の作成に関する要領(平成29年白川町訓令乙第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) <u>本則及び附則中のアラビア数字は、号の番号を除き全角</u> <u>とすること。</u>	(3) _____アラビア数字は、 <u>1文字の場合は全角とし、2文字以上の場合は半角とすること。</u>
(4) (略)	(4) (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係) 【別記1 参照】

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第4条関係) 【別記2 参照】

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第5条関係) 【別記3 参照】

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

## 【別記 1】

### 別表第 1（第 3 条関係）

#### 目次

- 1 新たに制定する場合
  - (1) 基本形式（例 1）
  - (2) 本則を章、節等に区分する場合（例 2）
- 2 全部を改正する場合（例 3）
- 3 一部を改正する場合
  - (1) 基本形式（例 4）
  - (2) 条を加える場合（例 5）
  - (3) 条を削る場合（例 6）
  - (4) 字句を改める場合
    - ア 字句を加える場合（例 7）
    - イ 字句を削る場合（例 8）
    - ウ 別表を改正する場合
      - (ア) 別表を加える場合（例 9）
      - (イ) 別表を削る場合（例 10）
      - (ウ) 別表中の字句を改める場合（例 11）
      - (エ) 別表中の項を加える場合（例 12）
      - (オ) 別表中の項を削る場合（例 13）
      - (カ) 別表の全部を改める場合（例 14）
  - (5) 2 以上の条例を 1 の条例で改正する場合（例 15）
  - (6) 附則において他の条例を改正する場合（例 16）
- 4 廃止する場合
  - (1) 1 の条例を廃止する場合（例 17）
  - (2) 2 以上の条例を廃止する場合（例 18）
- 5 様式を改める場合
  - (1) 様式の全部を改める場合（例 19）
  - (2) 様式を加える場合（例 20）
  - (3) 様式を削る場合（例 21）
  - (4) 様式番号が 3 以上連続する複数の様式を改める場合（例 22）
- 6 附則
  - (1) 施行期日（例 23）
  - (2) 既存条例の廃止（例 24）
  - (3) 経過措置（例 25）











ウ 別表を改正する場合

(ア) 別表を加える場合 (例 9)

改正後	改正前
××××××××××××××××××	××××××××××××××××××
別表第 1 (第○条関係)	別表第 1 (第○条関係)
××××××××××××××××××	
<u>別表第 2 (第○条関係)</u>	
【別記 1 参照】	
××××××××××××××××××	
<u>別表第 3 (第○条関係)</u>	<u>別表第 2 (第○条関係)</u>
<b>【別記 1】</b>	
×改×正×後	
×	

(備考) 別記で表す場合は、別記 1 から始め、別記の数に応じて順に番号を付ける。

(イ) 別表を削る場合 (例 10)

改正後	改正前
××××××××××××××××××	××××××××××××××××××
	<u>別表第 2 (第○条関係)</u>
	【別記 1 参照】
	××××××××××××××××××
<u>別表第 2 (第○条関係)</u>	<u>別表第 3 (第○条関係)</u>
(略)	(略)
<b>【別記 1】</b>	
×改×正×前	
×	

(ウ) 別表中の字句を改める場合 (例 11)

改正後	改正前
××××××××××××××××××	××××××××××××××××××
別表第○ (第○条関係)	別表第○ (第○条関係)
【別記 1 参照】	【別記 1 参照】
<b>【別記 1】</b>	
×改×正×後	
× ○○	○○△△○○

×改×正×前		
×	○○	○○○○○○

(備考) 字句を改正する項のみ新旧対照表に記載する。ただし、連続しない2以上の項の字句を改正する場合は、改正する最初の項から最後の項まで全てを記載する。

(エ) 別表中の項を加える場合 (例 1 2)

改 正 後		改 正 前	
××××××××××××××××××		××××××××××××××××××	
別表第○ (第○条関係)		別表第○ (第○条関係)	
×【別記1 参照】		×【別記1 参照】	
【別記1】			
×改×正×後			
×	○○	○○○○○○	×
	△△	△△△△△△	
	○○	○○○○○○	
×改×正×前			
×	○○	○○○○○○	×
	○○	○○○○○○	

(オ) 別表中の項を削る場合 (例 1 3)

改 正 後		改 正 前	
××××××××××××××××××		××××××××××××××××××	
別表第○ (第○条関係)		別表第○ (第○条関係)	
【別記1 参照】		【別記1 参照】	
【別記1】			
×改×正×後			
×	○○	○○○○○○	×
	○○	○○○○○○	
×改×正×前			
×	○○	○○○○○○	×
	△△	△△△△△△	
	○○	○○○○○○	

(備考) 最終の項を削る場合は、改正前には最終及びその直前の項を記載する。

(カ) 別表の全部を改める場合 (例 1 4)

×別表を次のように改める。	
別表 (第○条関係)	
	×





(2) 様式を加える場合(例20)

×様式第○号の次に次の1様式を加える。

様式第○号(第○条関係) × 【別記1 参照】

【別記1】

様式第○号(第○条関係)

略

(備考) 新規に様式を加える場合は、「附則の次に次の1様式を加える。」とする。

(3) 様式を削る場合(例21)

×様式第○号を削り、様式第△号を様式第○号とする。

(4) 様式番号が3以上連続する複数の様式を改める場合(例22)

×様式第○号から様式第△号までを次のように改める。

様式第○号(第○条関係) ~様式第△号(第△条関係) × 【別記1 参照】

【別記1】

様式第○号(第○条関係)

略

(中略)

様式第△号(第△条関係)

略

(備考) 改正する様式が2様式又は様式番号が連続しない場合は、1様式ずつ改めることとする。

6 附則

附則は、次の各号の順序により、それぞれに掲げる例により規定すること。

(1) 施行期日(例23)

例1

×この条例は、公布の日から施行する。

例2

×この条例は、元号○年○月○日から施行する。

例3(施行日を異にする附則を規定する場合)

×この条例は、元号○年○月○日から施行する。ただし、第○条の改正規定は、元号○年○月○日から施行する。

例4

×この条例は、元号○年○月○日から施行し、改正後の○○条例の規定は、元号○年○月○日から適用する。

(2) 既存条例の廃止(例 2 4)

例 1

×次に掲げる条例は、廃止する。

×(1)\*○○○○○○条例

×(2)\*△△△△△△条例

(3) 経過措置(例 2 5)

例 1

×この条例の施行の際現に○○○○○○については、なお従前の例による。

例 2

×この条例の施行日前にこの条例による改正前の○○○○○○条例第○条の規定により○○された○○は、この条例による改正後の○○○○○○条例第○条の規定により○○された○○とみなす。

例 3

×この条例による改正後の第○条の規定は、施行日以後の○○について適用し、施行日前の○○については、なお従前の例による。

## 【別記 2】

### 別表第 2（第 4 条関係）

#### 目次

#### 1 条例案件

- (1) 条例の制定（例 1）
- (2) 条例の一部（全部）改正（例 2）
- (3) 条例の廃止（例 3）

#### 2 一般案件

- (1) 計画、基本構想等の策定（変更・廃止）（例 4）
- (2) 決算の認定（例 5）
  - ア 決算に関する付属書類の提出（例 6）
- (3) 工事請負契約の締結（例 7）
- (4) 町有財産の無償譲渡・無償貸付
  - ア 無償譲渡（例 8）
  - イ 無償貸付（例 9）
- (5) 財産の取得・処分
  - ア 財産の取得（例 10）
  - イ 財産の処分（例 11）
- (6) 和解及び損害賠償（例 12）
- (7) 公の施設の指定管理者の指定（例 13）
- (8) 町道路線の認定等
  - ア 認定（廃止）（例 14）
  - イ 変更（例 15）
- (9) 組合等に関する規約の協議（例 16）

#### 3 承認案件

- (1) 専決処分（例 17）

#### 4 人事案件

- (1) 副町長の選任（例 18）
- (2) 監査委員の選任（例 19）
- (3) 固定資産評価審査委員会委員の選任（例 20）
- (4) 農業委員会委員の任命（例 21）
- (5) 教育長の任命（例 22）
- (6) 教育委員会委員の任命（例 23）

#### 5 諮問案件

- (1) 人権擁護委員の推薦（例 24）



















※（参考）自治法 252 条の 2 の 2 第 3 項（協議会の設置） 252 条の 7（機関等の共同設置）  
286 条第 1 項（一部事務組合の規約変更） 290 条（議決を要する協議）

### 3 承認案件

#### (1) 専決処分（例 1 7）

承第〇〇号

XX

XXX専決処分した事件の承認について

XX

×地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

XX

XXX元号〇〇年〇〇月〇〇日提出

XX

※白川町長の書き出しは、26 字目からXXXXXXXXXX白川町長XX〇XX〇XX〇

XX

XX

専第〇〇号

XX

XXX専決処分書

XX

×元号〇〇年度白川町〇〇会計補正予算（第〇号）（〇〇〇〇条例）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

XX

XXX元号〇〇年〇〇月〇〇日専決

XX

※白川町長の書き出しは、26 字目からXXXXXXXXXX白川町長XX〇XX〇XX〇

XX

（専決処分の理由）

XX

XX

### 4 人事案件

#### (1) 副町長の選任（例 1 8）

同第〇〇号

XX

XXX副町長の選任につき同意を求めることについて

XX

×地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 6 2 条の規定により、本町副町長に次の者









**【別記3】**

別表第3（第5条関係）

目次

1 条例の公布等

- (1) 条例、規則(例1)
- (2) 訓令、要綱、要領(例2)
- (3) 公示、告示(例3)



